

○ 水産業体质強化総合対策事業補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の内容等)</p> <p>第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1（1の（2）のアの（オ）を除く。）の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、1の（2）のアの（オ）及び2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適當と認める団体とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1 漁業構造改革総合対策事業</p> <p>（1）漁業改革推進集中プロジェクト運営事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 地域プロジェクト運営事業</p> <p>事業主体は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次の（ア）から（キ）までに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付する。</p> <p>（ア）～（ウ）（略）</p> <p>（エ）地域協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、地域プロジェクト運営者の主たる根拠地が属する都道府県（以下「管轄都道府県」という。）の指導及び助言の</p>	<p>(事業の内容等)</p> <p>第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1（1の（2）のアの（オ）を除く。）の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、1の（2）のアの（オ）及び2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適當と認める団体とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1 漁業構造改革総合対策事業</p> <p>（1）漁業改革推進集中プロジェクト運営事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 地域プロジェクト運営事業</p> <p>事業主体は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次の（ア）から（キ）までに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付する。</p> <p>（ア）～（ウ）（略）</p> <p>（エ）地域協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、地域プロジェクト運営者の主たる根拠地が属する都道府県（以下「管轄都道府県」という。）の指導及び助言の</p>

もと、管轄都道府県の包括的な計画となるよう考慮の上、海洋環境の変動に対応した魚種・漁法等の転換に向けた取組のための操業転換方針を作成し、これを中央協議会に提出し、アの（イ）の認定を受けるとともに、認定転換方針の履行状況を定期的に把握し、認定転換方針に基づく取組の適切な実施に必要な指導及び助言（海洋環境の変動への対応が図られていない場合の改善策作成を含む。）を行い、実証結果について検証を行うなど、事業実施期間中における方針の履行に主導的役割を担うこと。

（才）～（キ）（略）

ウ（略）

（2）（略）

2・3（略）

別記様式第3号の2（第12第1項関係）（基金の場合）

令和 年度水産業体质強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣

○○○○ 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり基金事業を実施したいので水

のもと、管轄都道府県の包括的な計画となるよう考慮の上、海洋環境の変動に対応した魚種・漁法等の転換に向けた取組のための操業転換方針を作成し、これを中央協議会に提出し、アの（イ）の認定を受けるとともに、認定転換方針の履行状況を定期的に把握し、認定転換方針に基づく取組の適切な実施に必要な指導及び助言（海洋環境の変動への対応が図られていない場合の改善策作成を含む。）を行い、実証結果について検証を行うなど、事業実施期間中における計画の履行に主導的役割を担うこと。

（才）～（キ）（略）

ウ（略）

（2）（略）

2・3（略）

別記様式第3号の2（第12第1項関係）（基金の場合）

令和 年度水産業体质強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣

○○○○ 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり基金事業を実施したいので水

産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第12第1項の規定に基づき、補助金　円の交付を申請する。

記

1～3 (略)

4 添付書類

事業主体の定款及び事業計画書

- (注) 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定年月日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
(削る。)

(削る。)

産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第12第1項の規定に基づき、補助金　円の交付を申請する。

記

1～3 (略)

4 添付書類

事業主体の定款及び事業計画書

- (注) 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定年月日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
5 添付書類として、別添「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたもの添付すること。

別添

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(民間事業者・自治体等向け)

<u>申請時 (します)</u>	<u>(1) 適正な施肥</u>	<u>報告時 (しまし た)</u>
① <input type="checkbox"/>	<p><u>※農産物の調達を行う場合（該当しな い□）</u></p> <p><u>環境負荷低減に配慮した農産物等の調 達を検討</u></p>	<input type="checkbox"/>

<u>申請時 (します)</u>	<u>(2) 適正な防除</u>	<u>報告時 (しまし た)</u>
② <input type="checkbox"/>	<p><u>※農産物の調達を行う場合（該当しな い□）</u></p> <p><u>環境負荷低減に配慮した農産物等の調 達を検討（再掲）</u></p>	<input type="checkbox"/>

<u>申請時 (します)</u>	<u>(3) エネルギーの節減</u>	<u>報告時 (しまし た)</u>
③ <input type="checkbox"/>	<p><u>オフィスや車両・機械等の電気・燃料 の使用状況の記録・保存に努める</u></p>	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	<p><u>省エネを意識し、不必要・非効率なエ ネルギー消費をしないこと（照明、空 調、ウォームビズ・クールビズ、燃費 効率のよい機械の利用等）を検討</u></p>	<input type="checkbox"/>

<u>⑤</u>	<input type="checkbox"/>	<u>環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討</u>	<input type="checkbox"/>
	<u>申請時 (します)</u>	<u>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</u>	<u>報告時 (しました)</u>
<u>⑥</u>	<input type="checkbox"/>	<u>※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</u>	<input type="checkbox"/>
	<u>申請時 (します)</u>	<u>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</u>	<u>報告時 (しました)</u>
<u>⑦</u>	<input type="checkbox"/>	<u>プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</u>	<input type="checkbox"/>
<u>⑧</u>	<input type="checkbox"/>	<u>資源の再利用を検討</u>	<input type="checkbox"/>
	<u>申請時 (します)</u>	<u>(6) 生物多様性への悪影響の防止</u>	<u>報告時 (しました)</u>
<u>⑨</u>	<input type="checkbox"/>	<u>※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 生物多様性に配慮した事業実施に努める</u>	<input type="checkbox"/>

<u>⑩</u>	<input type="checkbox"/>	<p><u>※特定事業場である場合（該当しない□）</u></p> <p><u>排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</u></p>	<input type="checkbox"/>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">申請時 (します)</th> <th style="text-align: center; width: 60%;">(7) 環境関連法令の遵守等</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>⑪</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><u>みどりの食料システム戦略の理解</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>⑫</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><u>関係法令の遵守</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>⑬</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><u>環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>⑭</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td> <p><u>※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□）</u></p> <p><u>機械等の適切な整備と管理に努める</u></p> </td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>⑮</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><u>正しい知識に基づく作業安全に努める</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>				申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)	<u>⑪</u>	<input type="checkbox"/>	<u>みどりの食料システム戦略の理解</u>	<input type="checkbox"/>	<u>⑫</u>	<input type="checkbox"/>	<u>関係法令の遵守</u>	<input type="checkbox"/>	<u>⑬</u>	<input type="checkbox"/>	<u>環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める</u>	<input type="checkbox"/>	<u>⑭</u>	<input type="checkbox"/>	<p><u>※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□）</u></p> <p><u>機械等の適切な整備と管理に努める</u></p>	<input type="checkbox"/>	<u>⑮</u>	<input type="checkbox"/>	<u>正しい知識に基づく作業安全に努める</u>	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)																								
<u>⑪</u>	<input type="checkbox"/>	<u>みどりの食料システム戦略の理解</u>	<input type="checkbox"/>																							
<u>⑫</u>	<input type="checkbox"/>	<u>関係法令の遵守</u>	<input type="checkbox"/>																							
<u>⑬</u>	<input type="checkbox"/>	<u>環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める</u>	<input type="checkbox"/>																							
<u>⑭</u>	<input type="checkbox"/>	<p><u>※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□）</u></p> <p><u>機械等の適切な整備と管理に努める</u></p>	<input type="checkbox"/>																							
<u>⑮</u>	<input type="checkbox"/>	<u>正しい知識に基づく作業安全に努める</u>	<input type="checkbox"/>																							
<p>(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、該当項目の申請時のチェックは不要です。</p>																										

附 則（令和7年3月31日付け6水推第1594号）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。